

第3次
阿賀野市犯罪のない安全で安心な
まちづくり推進計画
(案)

平成27年4月



阿賀野市イメージキャラクター
「ごずっちょ」

目 次

第1章 推進計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の位置付け.....	1
第3節 市民意見の反映.....	1
第4節 計画の期間.....	1
第2章 阿賀野市の犯罪の現状と市民意識	2
第1節 阿賀野市の犯罪の現状.....	2
1 阿賀野市における刑法犯認知件数年次別推移.....	2
2 阿賀野市における刑法犯地域別発生状況.....	3
3 阿賀野市における窃盗犯手口別発生状況.....	4
4 阿賀野市における自転車盗発生状況.....	5
5 阿賀野市における車上狙い発生状況.....	5
6 阿賀野市における侵入盗発生状況.....	6
7 阿賀野市における万引き発生状況.....	6
8 阿賀野市における施錠の状況.....	7
9 阿賀野市における振り込め詐欺等特殊詐欺の発生状況.....	7
10 阿賀野市周辺の危険ドラッグ乱用事案取扱い状況.....	8
11 全体考察.....	8
第2節 第2次計画の目標達成状況.....	9
第3章 これからの課題	11
1 市民の自主防犯意識を醸成するための啓発活動.....	11
2 地域防犯活動促進強化と継続支援.....	11
3 防犯に配慮した施設整備や維持管理の継続.....	11
4 関係機関の連携強化.....	11
第4章 安全で安心なまちづくりの基本方針と目標	12
第1節 安全で安心なまちづくりの基本方針.....	12
1 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた 意識づくり	12
2 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた 地域づくり	12
3 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた 環境づくり	13
4 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた 推進体制づくり	13
第2節 目 標.....	14
1 市内の犯罪発生件数を減少させる.....	14
2 窃盗犯罪の施錠率を上昇させる.....	14
3 不審者出沒事案を減少させる.....	14
4 自主防犯団体数を増加させる.....	14
5 自主防犯活動従事者数を増加させる.....	14
6 安全安心メール登録者数を増加させる.....	14

第5章 施策の展開	15
第1節 施策の体系	15
第2節 施策の展開	16
1 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた意識づくり	16
(1) 防犯情報の提供	16
①各種広報媒体を活用した積極的な防犯広報	16
②安全安心メールによる防犯情報の提供	16
③「あがの安全安心ニュース」の発行	16
(2) 市民一人ひとりの各種防犯啓発活動の実施	16
①懸垂幕、のぼり、看板を活用した視覚的啓発活動	16
②街頭宣伝活動	16
③防犯診断、懇談会の開催	16
④公用車による防犯パトロール活動	17
⑤子供・高齢者・女性等の犯罪弱者を対象とした啓発活動	17
⑥青少年の健全育成と迷惑行為の防止	17
⑦事業者への防犯意識の啓発	17
2 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた地域づくり	18
(1) 地域ぐるみによる自主防犯活動の推進	18
①防犯リーダーの育成	18
②阿賀野市自主防犯団体等活動推進費補助金の活用推進	18
③来訪者の安全確保	18
④自主防犯団体等の活動紹介	18
⑤表彰や感謝状の贈呈等	18
(2) あいさつ運動の展開	18
①「あいさつ運動」のぼりの掲出	19
②各団体・関係機関を通じた運動の展開	19
(3) 防犯上配慮を要する者（犯罪弱者）の安全確保	19
①地域の犯罪弱者を地域で見守る体制づくり	19
②関係機関による犯罪弱者保護	19
(4) 犯罪に関する相談業務の充実	20
①市民相談業務の充実	20
②犯罪被害者支援	20
3 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた環境づくり	21
(1) 公共施設の防犯性の向上	21
①防犯に配慮した道路、公園、駐車場等の整備	21
②防犯灯の計画的設置と維持管理	21
③道路照明の計画的設置と維持管理	21
④公共施設の安全点検による改善と管理	21
⑤放置自転車対策	21
⑥不法投棄・落書き・違法ビラ対策	21
(2) 犯罪予防に配慮した土地・建物等の普及と適正な維持管理	22
①一般住宅における安全対策	22
②所有地等の適正な管理	22

③空き屋等の防犯対策	2 2
④観光地・商店街等の施設防犯対策	2 2
⑤防犯に配慮した都市基盤の整備促進	2 2
4 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた推進体制づくり	2 3
（1）庁内検討会議の開催	2 3
（2）推進会議の設置	2 3
（3）計画の進捗確認と見直し	2 3
（4）阿賀野市防犯協会の活動強化と支援	2 3
【推進体制イメージ】	2 4
【施策内容と担当課一覧表】	2 5

第1章 推進計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

身近な日常生活に関わる犯罪被害が社会問題化し、市民の治安に対する不安が高まっていることから、犯罪の未然防止を図るためには、自分の安全は自ら守る、更に地域の安全は地域で守るという意識で、市民、自治会等、事業者、土地建物所有者（以下「市民等」という。）、市、警察等が一体となって、安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

この拠り所として「阿賀野市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例」（以下「条例」という。）を平成19年12月に制定・施行し、阿賀野市における「犯罪のない安全で安心なまちづくり」の基本理念を定め、市や市民等の防犯上果たすべき責務や役割分担等を明らかにし、市が施策を総合的かつ計画的に推進するための推進体制の整備や推進計画の策定等の基本的な事項を定めました。

阿賀野市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画は、この条例に基づき、犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する具体的な施策を総合的かつ計画的に展開するための行動計画です。

市では、この計画に基づき、市民の防犯意識の向上や子どもや高齢者をはじめとする市民の安全確保などに取り組んできましたが、このたび、第2次計画期間が平成26年度をもって終了することから、犯罪情勢や社会情勢の変化、これまでの取り組みの成果や課題などを踏まえ、新たに計画を策定するものです。

第2節 計画の位置付け

条例第9条に規定する推進計画であり、施策の方向性について以下の内容について定めるものです。

- 1 総合的に講ずるべき「犯罪のない安全で安心なまちづくり」の推進に関する施策の大綱
- 2 「犯罪のない安全で安心なまちづくり」の推進に関する施策を計画的に実施するために必要な目標設定
- 3 「犯罪のない安全で安心なまちづくり」の推進に関する施策を計画的に実施するために必要な事項

なお、阿賀野市総合計画をはじめ、新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画等、関連する他の計画との整合性を図った上で策定します。

第3節 市民意見の反映

この計画は、市の犯罪情勢や市民意識等を踏まえ、条例第17条の規定による「阿賀野市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議」の意見を聴いて策定します。

この他、この計画の策定にあたっては地域の自主防犯団体やパブリックコメント等による市民の皆様の意見を参考に策定します。

第4節 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。また計画期間の途中であっても社会情勢の変化等によっては適宜見直しを行います。

第2章 第2次計画の成果と課題

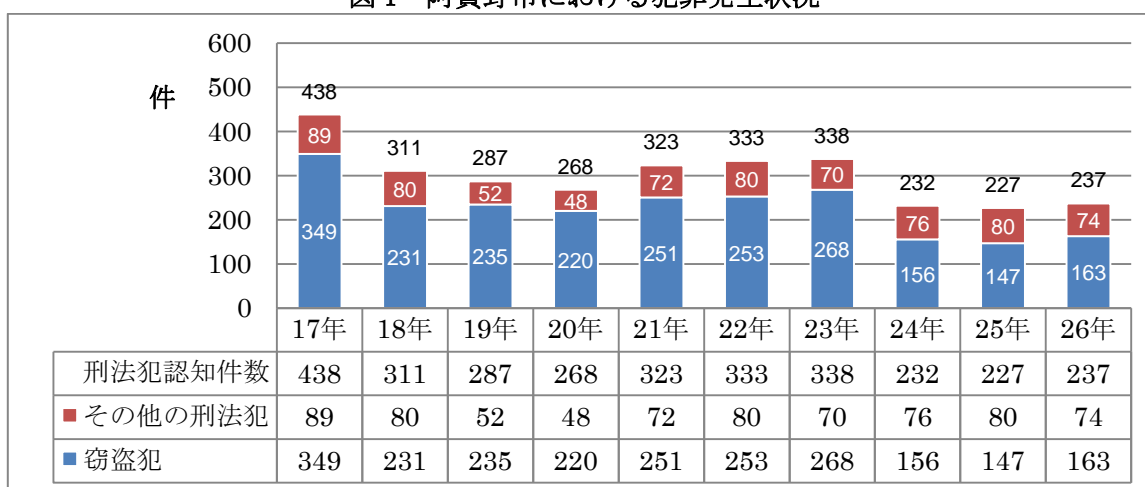
第1節 阿賀野市の犯罪の現状

1 阿賀野市における刑法犯認知件数年次別推移

過去10年の阿賀野市における刑法犯認知件数は次のとおりです。

平成17年から減少傾向で推移していましたが、平成21年からは、増加に転じました。平成24年以降は、230件前後とほぼ横ばいに推移しています。内訳をみると窃盗犯が大幅に減少しています。しかし、平成26年の内訳をみると窃盗犯が163件と約68%を占めており、依然として阿賀野市の犯罪の大半は窃盗犯であることがわかります。

図1 阿賀野市における犯罪発生状況

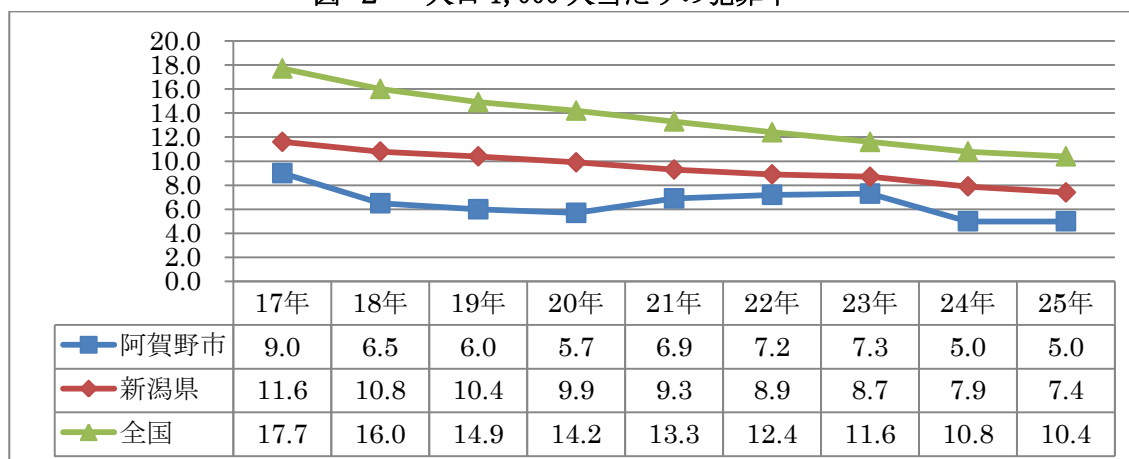


*その他の刑法犯には、凶悪犯（殺人、強盗、放火）粗暴犯（暴行、傷害、恐喝）知能犯（詐欺、横領）風俗犯（公然わいせつ、強制わいせつ）その他（器物破損、住居侵入）を含む。

人口1,000人当たりの犯罪率は次のとおりです。

過去10年間の阿賀野市の数値を見ると、減少傾向に推移しています。阿賀野市は、県や全国と比較すると1,000人あたりの犯罪率は、低く推移しています。

図2 人口1,000人当たりの犯罪率



2 阿賀野市における刑法犯地域別発生状況

阿賀野市における刑法犯の地域別発生状況は次のとおりです。

水原地区での発生が全体の約半分を占めています。平成26年の数値を見ると、水原・笹神地区での発生が増加し、京ヶ瀬・安田地区では減少しています。

表 1 地域別刑法犯発生状況

区 分	刑法犯 総 数	水原地区		安田地区		京ヶ瀬地区		笹神地区		その他	
		件数	率%	件数	率%	件数	率%	件数	率%	件数	率%
平成17年	438	229	52.3	77	17.6	63	14.4	69	15.8		
平成18年	311	164	52.7	54	17.4	46	14.8	47	15.1		
平成19年	287	150	52.3	44	15.3	25	8.7	67	23.3	1	0.3
平成20年	268	148	55.2	50	18.7	27	10.1	43	16.0		
平成21年	323	173	53.6	59	18.3	38	11.8	50	15.5	3	0.9
平成22年	333	183	55.0	52	15.6	49	14.7	48	14.4	21	6.3
平成23年	338	154	45.6	69	20.4	57	16.9	53	15.7	5	1.5
平成24年	232	136	58.6	38	16.4	37	15.9	21	9.1		
平成25年	227	111	48.9	46	20.3	40	17.6	29	12.8	1	0.4
平成26年	237	135	57.0	35	14.8	21	8.9	41	17.3	5	2.1

3 阿賀野市における窃盗犯手口別犯罪状況

阿賀野市における過去10年の窃盗犯手口別発生状況は次のとおりです。平成26年の内訳をみると乗り物盗、万引きが20%、次いで侵入盗と続いています。平成23年と比較して、窃盗犯の総数は半減していますが、万引きは増加傾向にあります。

図3 阿賀野市における窃盗犯手口別発生状況

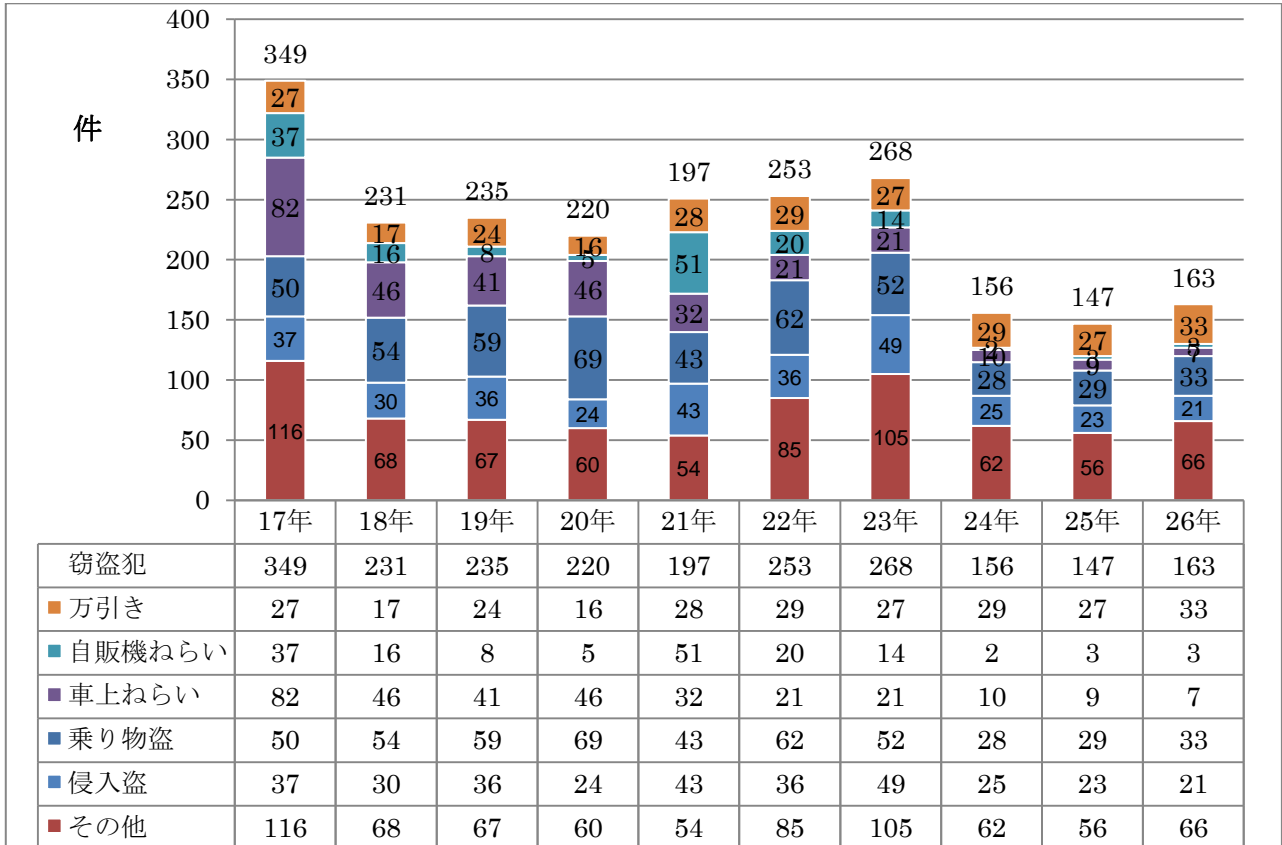
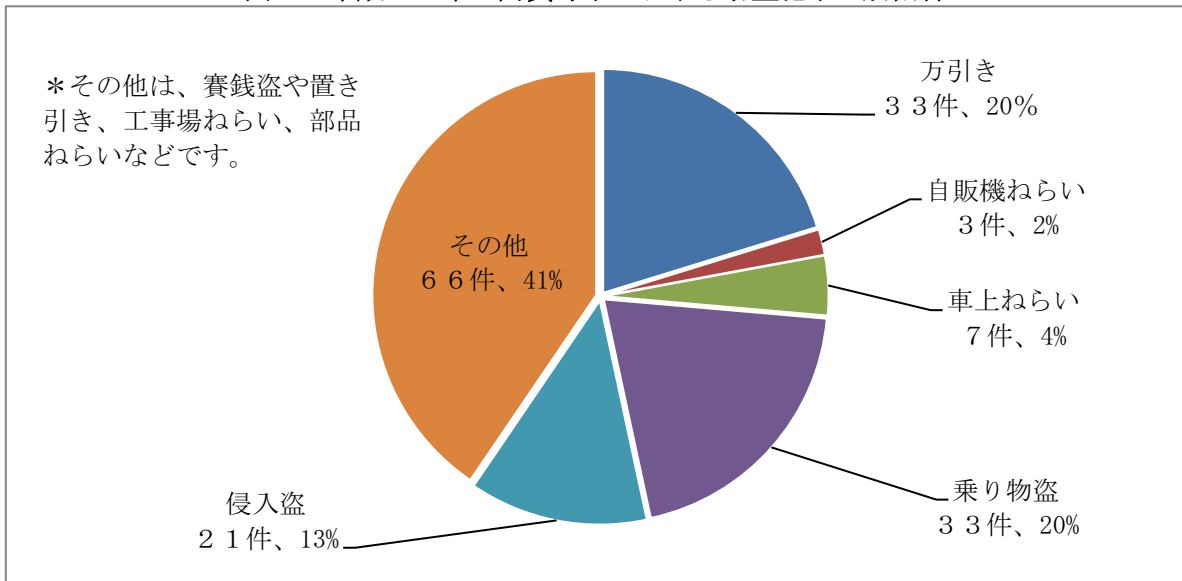


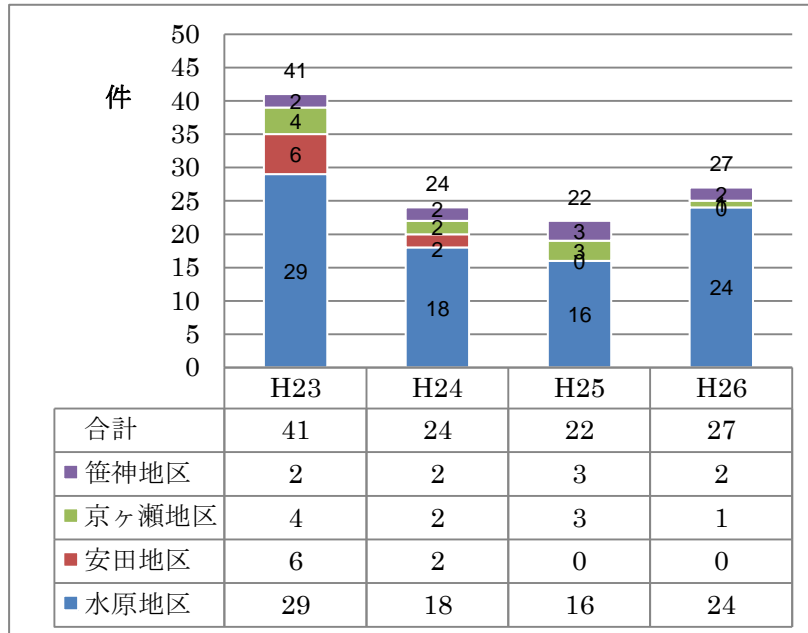
図4 平成26年 阿賀野市における窃盗犯手口別割合



4 阿賀野市における乗り物盗発生状況

地区別の自転車盗の発生件数は次のとおりです。自転車盗難の発生場所の大半は水原地区であり、特に水原駅駐輪場に集中しています。

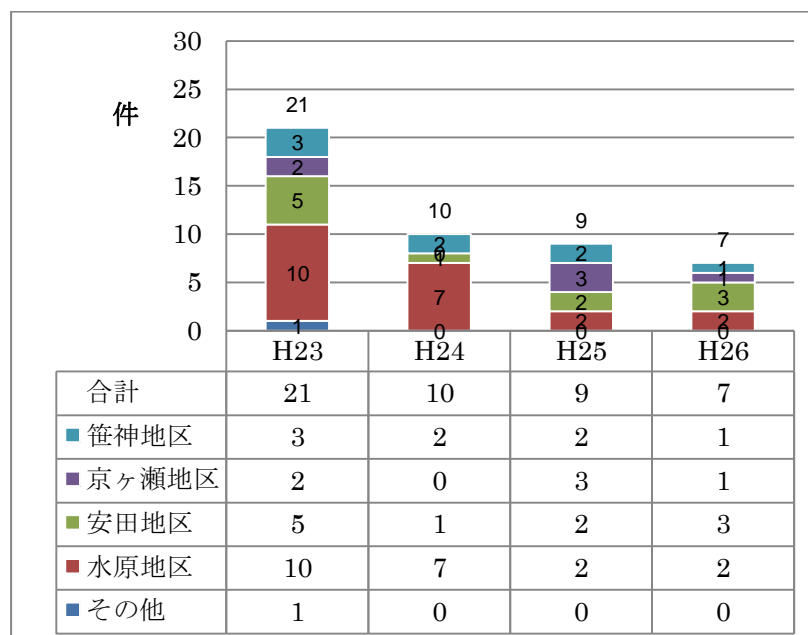
図 5 地区別自転車盗発生件数



5 阿賀野市における車上狙い発生状況

地区別の車上狙いの発生件数は、次のとおりです。車上狙いの件数は平成23年と比較して半数以下になっています。地区別でみると、水原地区が大幅に減少しています。

図 6 地区別車上狙い発生件数

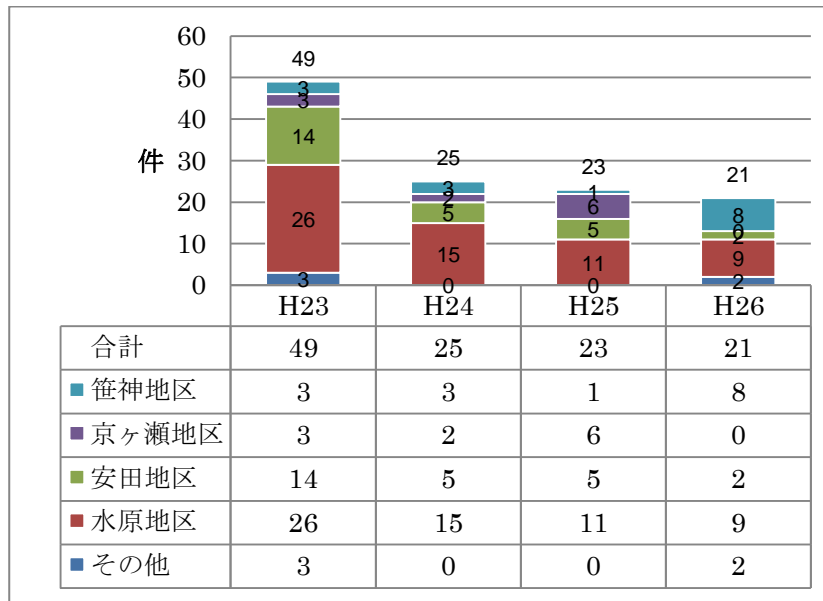


6 阿賀野市における侵入盗発生状況

地区別の侵入盗（空き巣、忍込み、居空き）の発生件数は次のとおりです。

侵入盗は水原地区、笹神地区で多く発生しています。侵入盗は、金品被害はもちろんですが、侵入された後、部屋を荒らされた恐怖感やまた誰かが侵入してくるのではないかと不安感が残ります。

図 7 地区別侵入盗発生件数

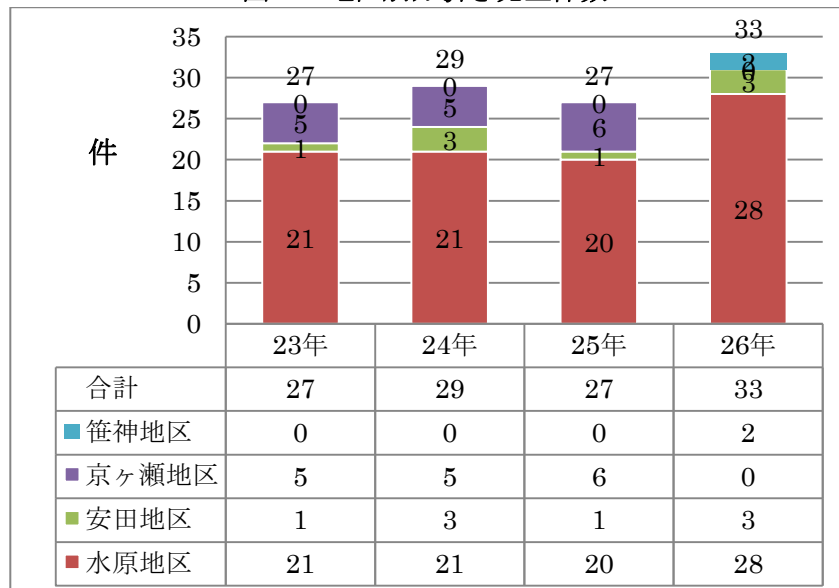


7 阿賀野市における万引き発生状況

地区別の万引きの発生件数は次のとおりです。

大型スーパーの集中している水原地区の発生が大半を占めています。

図 8 地区別万引き発生件数



8 阿賀野市における施錠の状況

阿賀野市における施錠の状況は次のとおりです。

新潟県は全国的にも無施錠率が高い状況ですが、阿賀野市では県と比較しても乗り物盗の無施錠率が高く、鍵かけの意識が低いことがうかがえます。

表2 阿賀野市における施錠率

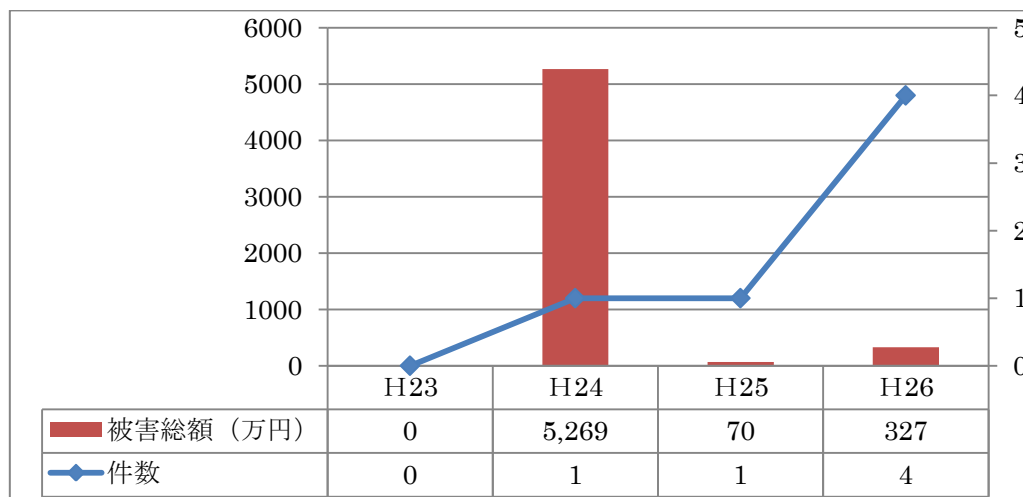
区 分	認知 件数	施 錠 あ り		施 錠 な し				新潟県の 無施錠率(%)	全国の 無施錠率(%)		
		件数	率(%)	件数	率(%)	2年間計	率(%)				
空き巣	H25年	9	3	33.3	6	66.7	8	66.7	71.9	43.5	
	H26年	3	1	33.3	2	66.7					
街 頭 犯 罪	車上狙	H25年	9	2	22.2	7	77.8	9	56.3	77.2	45.0
		H26年	7	5	71.4	2	28.6				
	自動車盗	H25年	3	1	33.3	2	66.7	5	83.3	71.8	23.9
		H26年	3	0	0.0	3	100.0				
	オートバイ盗	H25年	4	0	0.0	4	100.0	7	100.0	59.7	25.7
		H26年	3	0	0.0	3	100.0				
	自転車盗	H25年	22	3	13.6	19	86.4	41	83.7	71.9	59.5
		H26年	27	5	18.5	22	81.5				
街頭犯罪計	H25年	38	6	15.8	32	84.2	62	79.5	71.4	52.8	
	H26年	40	10	25.0	30	75.0					
総 合 計	H25年	47	9	19.1	38	80.9	70	77.8	※新潟県及び全国の 無施錠率はH25年の 数値		
	H26年	43	11	25.6	32	74.4					
		90	20	22.2	70	77.8					

9 阿賀野市における振り込め詐欺等特殊詐欺の発生状況

阿賀野市における振り込め詐欺等特殊詐欺の発生状況は次のとおりです。

平成26年中の振り込め詐欺等被害は、架空請求詐欺等4件発生しています。特殊詐欺と思われる前兆電話も多数発生しています。

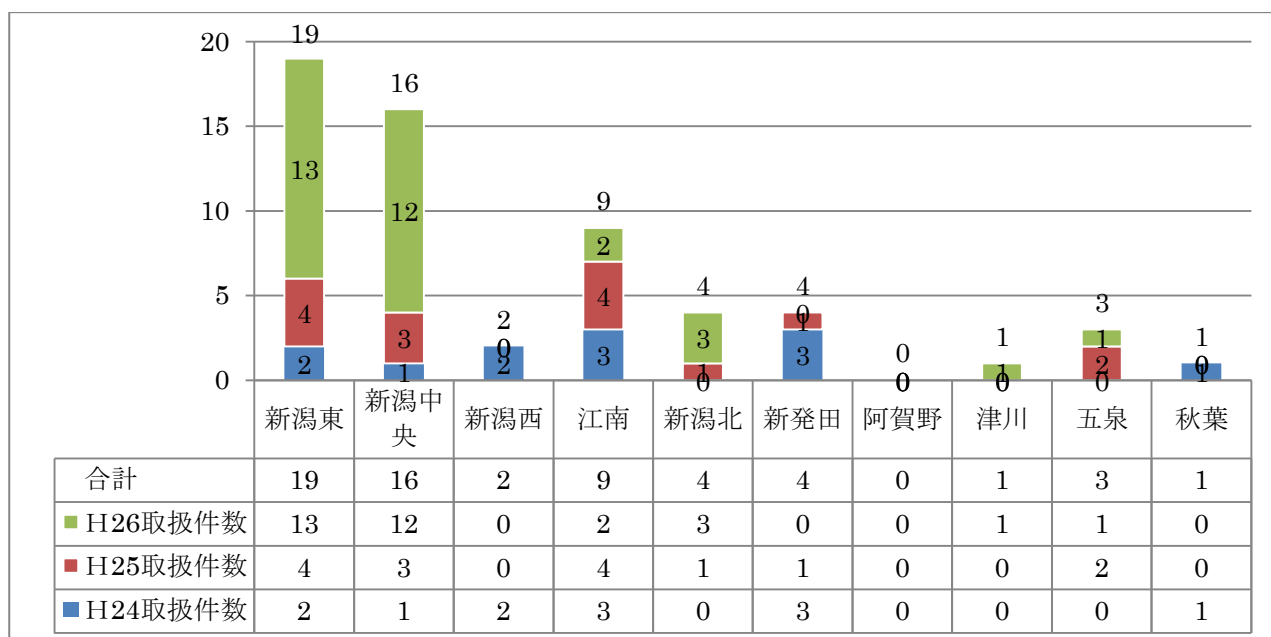
図9 振り込め詐欺等特殊詐欺の発生件数と被害総額



10 阿賀野市周辺の危険ドラッグ乱用事案取扱い状況

危険ドラッグの使用に起因する事件・事故が全国で相次いでおり、県内でも同様な事案が増加しています。しかし、阿賀野市においては、過去3年間危険ドラッグによる事件・事故の取扱いはありません。今後も、「買わない！使わない！持ち込ませない！」を合言葉に、平成26年10月に県内の自治体で初めて「危険ドラッグ追放阿賀野アピール」を発表しました。

図10 市内周辺の危険ドラッグ乱用事案発生件数



11 全体考察

阿賀野市における犯罪の発生状況から、窃盗が犯罪発生件数の大半を占めること、その中でも水原駅を中心とした自転車盗、及び水原地区・笹神地区における侵入盗対策が犯罪抑止の鍵を握るものと考えます。防犯意識は高まりつつありますが、「多分自分は大丈夫だろう」と楽観し、鍵かけなどのわずかな心がけを怠った盗難被害が後を絶ちません。特に侵入盗は犯罪者とはちあわせてしまった場合に強盗事件につながりかねないため、その対策は重要です。

近年、特殊詐欺の前兆電話が多発しており、特殊詐欺や悪質商法などの犯罪被害の増加が懸念されます。また、薬物乱用・危険ドラッグの対策も進めていかなければなりません。正しい知識を市民へ周知し、自ら危険を回避する能力を高めることが大切です。

第2節 第2次計画の目標達成状況

1 市内の犯罪発生件数を減少させる

項目	目標値	H23	H24	H25	H26
犯罪発生件数（件）	223	338	232	227	237

※「市内の犯罪発生件数を減少させる目標値 223件」・・・平成以降の最少件数

犯罪発生件数は、平成23年以降から減少傾向ですが、平成26年では237件となり目標を達成できませんでした。犯罪被害の防止のためには、市民の防犯意識の向上、地域の目による犯罪被害の防止、防犯に考慮した環境づくりなど総合的な取り組みを今後とも継続して行っていく必要があります。

2 街頭犯罪の無錠率を上昇させる（%）

項目	目標値	H23	H24	H25	H26
無施錠率（%）	46.6	86.7	61.9	84.2	75.0

※「無施錠率目標値 46.6%」・・・平成23年の全国平均値

無施錠率は、減少傾向にあるものの、平成26年では75.0%となり目標を達成することはできませんでした。鍵かけは簡単に出来て効果的な犯罪対策であり、それぞれ自分で行うしかありません。鍵かけ等の啓発を今後も推進していく必要があります。

3 不審者出没事案を減少させる

項目	目標値	H23	H24	H25	H26
不審者出没情報件数（件）	0	6	3	5	6

不審者出没情報件数は横ばいで推移しておりますが、平成26年は6件でした。声掛け事案や写真撮影事案などの不審者情報を安全安心メール等で素早く情報伝達し、地域での監視の目で犯罪者から子ども等を守る体制や、不審者が出没しにくい環境づくりを進めていかなければなりません。

4 自主防犯団体数を増加させる

項目	目標値	H23	H24	H25	H26	達成率
自主防犯団体数	60	40	36	35	35	58%

※平成27年1月実施自主防犯団体実態調査による。

少子化や団体構成員の高齢化などに伴い、自主防犯団体数は減少し目標を達成できませんでした。今後も、自治会、その他地域コミュニティ団体や組織等に自主防犯活動の必要性、重要性を啓発していく必要があります。

5 自主防犯活動従事者数を増加させる

項目	目標値	H23	H24	H25	H26	達成率
自主防犯活動従事者数（人）	2,700	2,300	1,970	2,020	1,990	74%

自主防犯団体活動などで多くの方が地域パトロールなどに取り組んでいますが、自主防犯活動従事者数は、減少傾向であり目標達成には至りませんでした。

6 安全安心メール登録者数を増加させる

項目	目標値	H23	H24	H25	H26	達成率
安全安心メール登録者数（人）	2,000	1,700	1,800	1,910	2,150	107%

※メール配信システムの一部改正に合わせて、登録はされているもののエラーにより配信停止状態となっていたものを削除した

安全安心メールは平成23年4月から安全安心メールと名称を変え、犯罪発生情報や不審者出没情報に加え、防災情報や交通安全情報など市民の暮らしを守るための情報を発信しています。

平成26年12月末の登録者数は2,150人で、目標を達成しました。引き続き登録を促すよう広報を強化する必要があります。

第3章 これからの課題

1 市民の自主防犯意識を醸成するための啓発強化

犯罪の大半を占める窃盗犯は、自転車の鍵かけや自宅の戸締まりなどのちょっとした対策で防げる可能性が高まります。

市民一人ひとりが「自らの安全は自らが守る」という意識を持つことが大切であり、自主防犯意識の醸成のため、適時犯罪情報や防犯対策を具体的に迅速に情報提供することが必要です。また情報提供には、より多くの市民等に伝わるように広報媒体を駆使する必要があります。

2 地域防犯活動促進強化と継続支援

都市化や核家族化の進展、高齢者の単身世帯の増加など生活様式の多様化等により地域の人間関係が薄れ、お互いの生活に関して無関心な傾向が年々強まってきていて、こうした地域社会の一体感・連帯意識の希薄化が犯罪の発生しやすい（犯罪者に狙われやすい）環境を生み出していると考えられます。

地域の連帯感を強め、助け合い、また見守ることができる地域づくりのため、地域での自主的な防犯活動を促進することと合わせ、現在取り組んでいる地域については、活動を継続するための支援が必要です。

3 防犯に配慮した施設整備や維持管理の継続

安全で安心して暮らせるまちづくりを実現するには、犯罪が発生しにくい環境づくりが必要です。学校や道路、公園等の生活に密着する公共施設全般において、見通しの確保や施設照明など犯罪防止に配慮した施設整備・維持管理に努めるとともに、一般住宅やアパート、事業所の建物等の防犯性を向上させるため、市民や事業者等への情報提供や意識啓発が必要です。

4 関係機関の連携強化

犯罪のない安全で安心なまちづくりの実現のためには、市や教育委員会、警察など行政の力だけでは困難です。市民や事業者、地域防犯活動団体やその他関係機関と行政が連携して取り組む体制を強化することが大切です。近年、社会問題となっている危険ドラッグや特殊詐欺についても、啓発を強化していく必要があります。

第4章 安全で安心なまちづくりの基本方針と目標

市民が安全で安心に暮らすことができる地域社会を実現するために、第2次計画では、

- 1 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた 意識づくり
- 2 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた 地域づくり
- 3 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた 環境づくり
- 4 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた 推進体制づくり

の4項目を柱として計画を策定し、取り組んできました。

計画期間中、刑法犯発生件数は減少しており、治安の回復の兆しがうかがえます。

第3次計画では、基本方針は第2次計画を継承しつつ、これまでの取り組みに対する課題から具体的な施策を見直し、改めて目標値を設定して取り組んでいくこととしました。

第1節 安全で安心なまちづくりの基本方針

条例で定める基本理念をもとに次の4項目を柱として、条例の目的である「市民並びに当市を訪れるすべての人々が安全で安心して暮らし、また、過ごすことができる地域社会の実現」を目指し、市民等、その他関係機関と市が協力・連携しながら、一体となって取り組んでいきます。

1 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた 意識づくり

安全で安心して暮らせるまちづくりの原点は、犯罪がなくなり、何の対策をしなくても犯罪に遭うことがない社会づくりではなく、「自分の安全は自分で守る」という防犯意識を常に市民自らが持ち、日常生活を送ることができる社会づくりを指します。

言い換えれば、市民の一人ひとりが自然に防犯対策を施しながら生活できる社会づくりが、犯罪者に犯罪の機会を与えない、または犯罪者を生まない社会づくりに繋がると考えられます。

まずは、市民一人ひとりの防犯意識の高揚が犯罪のない安全で安心なまちづくりを目指す第一歩であり、いかにその啓発活動を展開するかが最大の課題でもあります。

2 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた 地域づくり

昔はあちらこちらで近隣同士の挨拶や声掛け等が日常的に行われる習慣や美風があり、知らない人や不審者が入り込んでもすぐにわかってしまうような、地域社会の中に自然にできた監視性や領域性が大きな防犯効果をもたらしていましたが、近年の急激な社会環境の変化によりこの機能が大きく低下し、市民の身近なところで犯罪が増加しています。

こうした地域の防犯力を取り戻すため、市民一人ひとりの防犯意識の啓発に加えて、防犯意識を持った人が周囲にも目を配り、「地域の安全は地域で守る」という共通の認識の下、地域の連帯感を強め、お互いが助けあい、また犯罪弱者を見守ることができる地域づくりを目指します。

また、市並びに関係機関が連携して犯罪弱者をサポートする体制づくりも必要です。

3 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた 環境づくり

安全で安心して暮らせるまちづくりを実現するためには、犯罪が発生しにくい環境づくりが必要になります。

市では、学校や道路、公園等の公共施設全般において犯罪防止に配慮した施設整備や維持管理に努め、また一般住宅や事業所にも防犯性の高い施設整備や日頃の防犯を意識した維持管理を広め、市民をはじめ、観光・交流等により当市を訪れるすべての人が犯罪への不安がなく安全で安心して過ごせるための防犯環境整備を促進します。

特に、アメリカの犯罪学者が提唱した「割れた窓理論」が示すように、落書きや違法ビラ、そして放置自転車やゴミの不法投棄といった小さな犯罪は、放っておけば重大な犯罪の引き金となることから、公共施設をはじめ、市内すべての土地や建物の美化や環境保全にも努めます。

<割れた窓理論>

1枚の割られた窓ガラスをそのままにしていると、さらに割られる窓ガラスが増え、いずれ街全体が荒廃してしまうという、アメリカの犯罪学者ジョージ・ケリング博士が提唱した理論。割られた窓がそのままになっていると、その場所は人目のない場所、関心のない場所と認識され、結果、軽犯罪の温床となり、やがて重大な犯罪につながる可能性が高くなります。

かつて、犯罪多発都市ニューヨーク市で、1994年以降、当時のジュリアーニ市長が、この「割れた窓理論」を実践。割れ窓の修理や落書きなど軽微な犯罪の取り締まりを強化した結果、犯罪が大幅に減少したとされています。

4 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた 推進体制づくり

地域ぐるみの防犯活動により、犯罪の防止を図るため、市が基本的な方向を示すとともに、市民等、その他関係機関と市が密接に連携した「地域防犯力」を高めるための推進体制づくりを進めます。

第2節 目標

「市民並びに当市を訪れるすべての人々が安全で安心して暮らし、また、過ごすことができる地域社会の実現」を基本目標とし、平成29年度までの3年間において、下記の数値目標を設定します。

1 市内の犯罪発生件数を減少させる。

平成26年刑法犯発生件数 237件 → 200件

2 街頭犯罪の無施錠率を減少させる。

平成26年中の無施錠率 75.0% → 52.8%
(平成25年全国平均数値)

3 不審者出没事案を減少させる。

平成26年中の不審者出没情報件数 6件 → 0件

4 自主防犯団体数を増加させる。

平成26年末の自主防犯団体数 35団体 → 50団体

5 自主防犯活動延べ従事者数を増加させる。

平成26年末の自主防犯活動延べ従事者数 7,160人 → 8,500人

6 安全安心メール登録者数を増加させる。

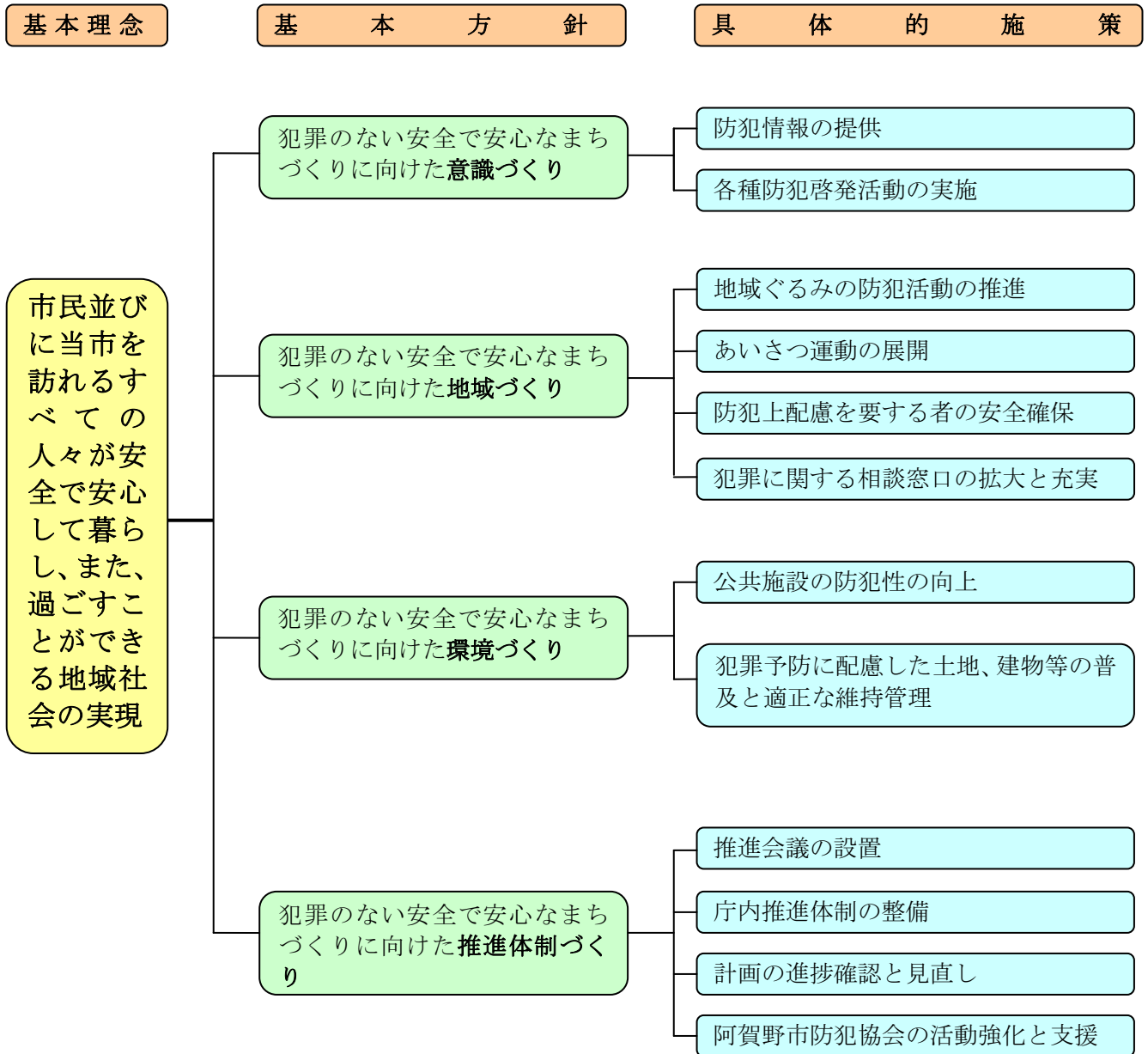
平成26年末の安全安心メール登録者数 2,150人 → 2,800人

第5章 施策の展開

第1節 施策の体系

計画の目標を達成するため、基本方針のもと、それぞれの具体的な施策を展開することで、安全で安心なまちづくりを推進します。

【施策の体系】



第2節 施策の展開

1 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた意識づくり

(1) 防犯情報の提供

「自らの安全は自ら守る」という市民の自主防犯意識を醸成するため、迅速で的確な情報提供により市民一人ひとりの防犯意識を啓発し、市民自らの自主的な防犯対策を促進します。

【具体的手法】

① 各種広報媒体を活用した積極的な広報活動

- ・「広報あがの」をはじめ、阿賀野市ホームページ、地上デジタルテレビのデータ放送等の各種媒体を有効活用した防犯広報を実施します。(通年)

② 安全安心メールによる防犯情報の提供

- ・阿賀野市安全安心メール、犯罪発生情報や不審者出没情報の迅速な提供に努め、また本サービスへの市民の登録を推進します。
- ・平成26年度配信実績 犯罪情報等10件(全80件) ※H27.1.30 現在

③ 「あがの安全安心ニュース」の発行

- ・安全安心メール等による犯罪の発生情報や不審者の出没情報をメール登録者以外の市民に発信するため、市独自の「あがの安全安心ニュース」を定期的に発行します。
- ・国、県、そして阿賀野警察署等が発信する防犯情報を迅速に市民に提供します。

【目標・課題】

- ・安全安心メール登録促進 平成26年現在約2,150人 →2,800人
- ・読まれる防犯広報づくり
- ・新しい広報媒体の利用

(2) 市民一人ひとりの各種防犯啓発活動の実施

安全で安心なまちづくりへの関心と理解を深めるため、日常的な啓発と併せ、春は条例で定める「阿賀野市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進旬間」、秋は「全国地域安全運動」「新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進旬間」に合わせて、春と秋の2回を阿賀野市の防犯重点啓発運動期間として定着させ、直接市民に防犯を呼びかける各種啓発事業の計画実行に努めます。

【具体的手法】

① 懸垂幕、のぼり、看板を活用した視覚的啓発活動(5月・10月)

② 街頭宣伝活動

- ・市内の駅やバス停、商店等において、街頭防犯宣伝事業を実施します。
- ・市内の祭りや各種イベント、集会等の人が集まる機会を活用した積極的な防犯宣伝事業に取り組みます。

③ 防犯診断、防犯懇談会の開催(5月・10月)

- ・自治会等の単位により、住宅をはじめ地域の防犯環境を点検する防犯診断事業や地域住民が参集しての防犯懇談会等を開催し、防犯意識の啓発に努めます。

④ 公用車等による防犯パトロール活動

- ・市役所本所並びに各支所に配置している青色回転灯と広報装置を装備した防犯パトロール公用車(4台)を活用して、担当部署の市職員が積極的な防犯パトロールや

防犯広報活動を行います。(通年)

- ・特殊車両を除く市役所公用車や地域防犯団体構成員など協力をいただける自家用車等に「防犯パトロール中」ステッカーを貼付して、業務等移動中の「ながら防犯パトロール活動」に取り組みます。

⑤ 子供、高齢者、女性等の犯罪弱者を対象とした防犯啓発活動

- ・保育園、幼稚園、学校単位で園児、児童、生徒を対象にした防犯教室や不審者侵入避難訓練を実施し、併せて教職員の防犯知識の向上を図ります。
- ・学校や地域単位で「地域安全マップ」の作成を推進し、子供自体の防犯能力を高めます。
- ・毎年新1年生に防犯ブザーを配布します。
- ・ひったくりやわいせつ行為、悪質商法、振り込め詐欺等、特定の犯罪被害に遭いやすい女性や高齢者等に対し、各種広報や講習会を開催することにより自らの安全を確保していく上で必要な知識の普及、啓発に努めます。

⑥ 青少年の健全育成と迷惑行為の防止

- ・青少年育成センターによる巡回パトロールの活動を実施し、青少年の非行防止に努めます。
- ・家庭での教育力向上のため、阿賀野市PTA連絡協議会等と連携し、保護者を対象とした青少年の非行防止のための情報発信や研修会の開催等に努めます。特に、近年問題となっているサイバー犯罪についても情報発信に努めます。

⑦ 事業者への防犯意識の啓発

- ・従業員に対して、防犯上必要な知識や技術を習得するための学習機会を提供することを事業者働きかけます。
- ・事業者が地域の一員として防犯パトロールや環境浄化活動等の防犯活動に積極的に参画するよう働きかけます。

【目標・課題】

- ・より効果的な街頭宣伝場所と宣伝方法の検討
- ・街頭宣伝における阿賀野市防犯協会や市内の自主防犯団体、阿賀野高校ボランティア部をはじめとする防犯ボランティアの活用
- ・防犯の基本「鍵かけ」を各取り組みで啓発
- ・危険ドラッグ・特殊詐欺等の正しい知識の周知

2 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた地域づくり

(1) 地域ぐるみによる自主防犯活動の推進

「地域の安全は地域で守る」という地域防犯意識を醸成するため、市民等が行う自主的な防犯活動を促進し、取り組みの継続を支援します。

【具体的手法】

① 防犯リーダーの育成

- ・「地域の安全は地域で守ろう」を合言葉に、自治会、その他地域コミュニティ団体や組織等に自主防犯活動の必要性、重要性を啓発し、地域の防犯活動の中心となる人材の育成に努めます。

② 阿賀野市自主防犯団体等活動推進費補助金の活用促進

- ・自治会、その他地域コミュニティ団体や組織等に自主防犯活動の必要性、重要性を啓発し、自主活動の開始に向けての情報提供や、物的、金銭的な支援を行います。
- ・阿賀野市自主防犯団体等活動推進費補助金交付要綱（1団体につき50,000円を上限とした補助金を交付）
- ・自主防犯活動が定着するまで防犯パトロール用品等の各種防犯グッズを貸与します。

③ 来訪者の安全確保

- ・観光客をはじめとする阿賀野市への来訪者が安全で安心して滞在期間を過ごせるよう、観光協会や商工会等を通じて防犯情報の提供等を行い、観光地や商店街による来訪者を犯罪から守るための地域ぐるみの自主的な防犯活動を推進します。

④ 自主防犯団体等の活動紹介

- ・各種広報誌、防犯チラシ等により自主的に防犯活動に取り組む団体や個人を紹介する機会を設け、他地域への活動の波及を促進します。

⑤ 表彰や感謝状の贈呈等

- ・自主防犯に携わる個人・団体の表彰や感謝状の贈呈を積極的に行います。

【目標・課題】

- ・自主防犯団体数の増加 35団体→50団体
- ・活動推進のため、団体へ具体的な活動事例の紹介

(2) あいさつ運動の展開

日頃から、家庭・学校・地域・職場等で「あいさつ運動」は基本的なマナーとして推進されていますが、犯罪者が犯行をあきらめる一番の理由は犯行中もしくはその前に地域の人に声を掛けられた時という警察庁のデータがあるように、あいさつは円滑な人間関係の形成を基本に、青少年の健全育成をはじめ、「防犯」という観点においても大きな効果が期待できます。

朝起きて「おはよう」と家族間であいさつを交わすことにはじまり、就寝時の「おやすみ」まで、その日出会った一人ひとりとあいさつを交わすことの大切さを改めて市民に呼びかけ、あちらこちらであいさつが行き交う地域づくりを推進します。

【具体的手法】

① 「あいさつ運動」のぼりの掲出

- ・街頭のほか、市内小中学校や関係機関、団体等へ協力要請し、「あいさつ運動」のぼりを掲出して市民への啓発を行います。

② 各団体・関係機関を通じた運動の展開

- ・各種広報を活用して、市民にあいさつ運動を推進するほか、学校、事業所、自治会、そして自主防犯団体をはじめ、関係機関や関係団体へあいさつ運動の展開と実践を要請します。

【目標・課題】

- ・登下校中の児童や生徒をはじめ、歩道をすれ違う人同士があいさつを交し合うまちづくり。

（3）防犯上配慮を要する者（犯罪弱者）の安全確保

犯罪は日ごとに多様化、凶悪化、巧妙化の傾向が強まり、子供や高齢者が犯罪被害にあう事件が後を絶ちません。こうした防犯上の配慮を要する子供、高齢者、女性等のいわゆる「犯罪弱者」が犯罪被害にあわないよう、当該者に安全教育や啓発活動を行うとともに、周囲の「見守りの姿勢」を地域全体で堅持する取り組みを進めます。

【具体的手法】

① 地域の犯罪弱者を地域で見守る体制づくり

- ・市民一人ひとりが周囲の犯罪弱者を気遣い、見守る意識づくりのための啓発活動を行います。
- ・地域の自主防犯団体による、児童をはじめとする犯罪弱者を見守るための防犯パトロール活動を推進します。
- ・事業所等へ協力を要請し、犯罪弱者を見守るパトロール活動を推進します。

② 関係機関による犯罪弱者保護

- ・市役所本所並びに各支所に配置している青色回転灯と広報装置を装備した防犯パトロール公用車（4台）を活用して、担当部署の市職員が児童の登下校時に防犯パトロールを行います。（通年）
- ・特殊車両を除く市役所公用車に「防犯パトロール中」ステッカーを添付して、特に児童の登下校時間を中心に、市職員による業務移動中の「ながら防犯パトロール活動」に取り組みます。
- ・スクールガードによる、通学路の安全点検や児童の見守り活動を推進します。
- ・犯罪弱者に日頃から接する民生委員児童委員、介護支援専門員、福祉関係者、各種ボランティア関係者等に対して、犯罪被害の防止についての啓発や犯罪情報を提供します。また巡回や訪問等のそれぞれの日頃の活動を通じて、犯罪弱者を防犯面からもサポートできる体制づくりを整備し、犯罪弱者の防犯意識の啓発や犯罪被害の未然防止、早期発見に努めます。

(4) 犯罪に関する相談業務の充実

市民の安心感を高めるため、関係する庁内各課が連携し、相談窓口や相談体制を整備するとともに、市民に一番身近な窓口として、外部の専門的な機関、団体等とも連携を図り、それぞれの機関に導く役割を果たします。

【具体的手法】

① 市民相談業務の充実

- ・一般相談、法律相談等において、市民からの相談、苦情、要望等に対し、適切な処置を講じ、または適切な助言、もしくは指導が行われるよう努めます。
- ・犯罪弱者が相談しやすい環境や体制を整備し、迅速な問題解決に向けての支援体制を整えます。

② 犯罪被害者支援

- ・犯罪被害者の置かれた立場を理解してもらうため、「犯罪被害者週間」等における啓発活動に努めます。
- ・犯罪被害者の相談に応じ、警察や民間犯罪被害者支援団体等の関係機関と連携して犯罪被害者の支援に努めます。

3 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた環境づくり

(1) 公共施設の防犯性の向上

道路、公園、駐車場等の市民生活に密接なかかわりがある場所において、防犯面に配慮した施設整備や維持管理を行い、防犯性の向上を図ります。

【具体的手法】

① 防犯に配慮した道路、公園、駐車場等の整備

- ・道路、公園、駐車場等の整備に当たっては、見通しの確保や夜間照明の同時整備等、犯罪の防止に配慮した施設整備を行います。
- ・施設がたまり場にならないよう、夜間照明の適正な管理に努めます。
- ・国、県等が行う公共施設整備全般について、防犯環境に配慮した施設整備を要望します。

② 防犯灯の計画的設置と維持管理

- ・阿賀野市の防犯灯設置及び維持管理に関する規則に基づき、特に配慮が必要な通学路等を中心に暗がり調査等を行い、必要性や緊急性を考慮しながら市全体の計画的な防犯灯整備に努めます。
- ・自治会をはじめとする地域の防犯灯設置要望に基づき、必要性や緊急性を考慮し、計画的な防犯灯整備に努めます。
- ・自治会等が行う防犯灯の新設を支援します。
- ・定期的な巡回活動により、既設防犯灯の適正な維持管理に努めます。

③ 道路照明の計画的設置と維持管理

- ・交差点や橋梁等を中心に交通安全上の配慮を優先し、道路環境整備の一環として設置されている道路照明は防犯灯としての役割も大きく、犯罪の予防にも繋がっていることから、防犯灯では照度が足りない広域道路や交差点等において、防犯灯と同様に暗がり調査を行う等して、計画的な道路照明の整備や維持管理に努めます。

④ 公共施設の安全点検による改善と管理

- ・道路、公園、駐車場をはじめ、市役所や集会施設等も含めたすべての公共施設全般において、地域と連携した定期的な巡回、点検を実施し、必要な対策を講じることにより防犯性の向上を図ります。
- ・公共施設の美化に努めます。
- ・特に学校については、防犯に配慮した門扉、教室、フェンス等の施設の安全点検と安全管理に努めます。

⑤ 放置自転車対策

- ・駅駐輪場をはじめ、市内全公共施設駐輪場等において定期的に放置自転車の撤去を行い、環境美化に努めます。
- ・自転車の防犯登録を推進します。

⑥ 不法投棄・落書き・違法ビラ対策

- ・市職員並びに環境保全巡視員による定期的な不法投棄をはじめとする環境保全のためのパトロール活動を強化します。
- ・注意看板やのぼり設置により不法投棄の防止等の環境保全を呼びかけます。

(2) 犯罪予防に配慮した土地、建物等の普及と適正な維持管理

一般住宅やアパート、マンション等の集合住宅、そして事業所の建物等の防犯性を向上させるため、市民や事業者及び関係機関等への情報提供や意識啓発を行い、防犯性の高い建物の普及に努めます。

また、空き屋や空き地の実態把握を含め、市内のすべての土地、建物所有者や管理者へ、防犯面に配慮した適正な不動産管理を指導します。

【具体的手法】

① 一般住宅における安全対策

- ・ 県条例に基づく「住宅の犯罪の防止に配慮した構造、設備に関する指針」等を参考に犯罪にあいにくい住宅の構造、設備等に関する情報の提供や意識の啓発を図ります。

② 所有地等の適正な管理

- ・ 「阿賀野市空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例」に基づき、空き地をはじめ、自己が所有する土地が不法投棄や犯罪の温床になることを防止するため、生活環境の保全及び安全安心なまちづくりを推進し、適正な管理がされるよう指導します。

③ 空き屋等の防犯対策

- ・ 無人施設や空き屋等の所有者や管理者に、必要に応じて防犯面での対策を施すよう指導します。

④ 観光地、商店街の施設防犯対策

- ・ 観光地や商店街については、観光協会や商工会と連携して、当地域を初めて訪れる人の視点に立った死角、暗がり、危険箇所等の点検を行い、地域住民だけでなく、来訪者が犯罪被害にあいにくい施設の整備や管理を推進します。

⑤ 防犯に配慮した都市基盤の整備促進

- ・ 宅地造成等の開発（土地利用）計画をはじめ、新たな都市整備や再開発は地域全体に防犯の視点を取り入れることができる有効な機会であることから、すべての開発行為において防犯に配慮したものになるよう、それぞれの事業主体に働きかけや指導を行います。

4 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けた推進体制づくり

(1) 庁内検討会議の開催

本計画の実施に当たっては、主に施策を行う関係部署が互いに連携し、協力して取り組む必要があることから、庁内の関係課間で情報の共有化を図るとともに、施策効果の検証を行い、実効性の確保に努めます。

(2) 推進会議の設置

犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりに関する各種施策を市民等と一体となって推進するため、識見者、防犯協会関係者、地域活動団体を代表する者、事業者、警察、学校その他行政関係者等の委員から構成される「阿賀野市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議」を設置し、本計画の策定をはじめ、進捗状況に関する評価や計画変更等の必要な事項について調査や審議を行い、施策の効果的な推進を図ります。

(3) 計画の進捗確認と見直し

本計画の進捗状況を定期的に確認し、必要に応じて本計画の見直しを行う場合には、「阿賀野市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議」の意見を聴いて変更します。

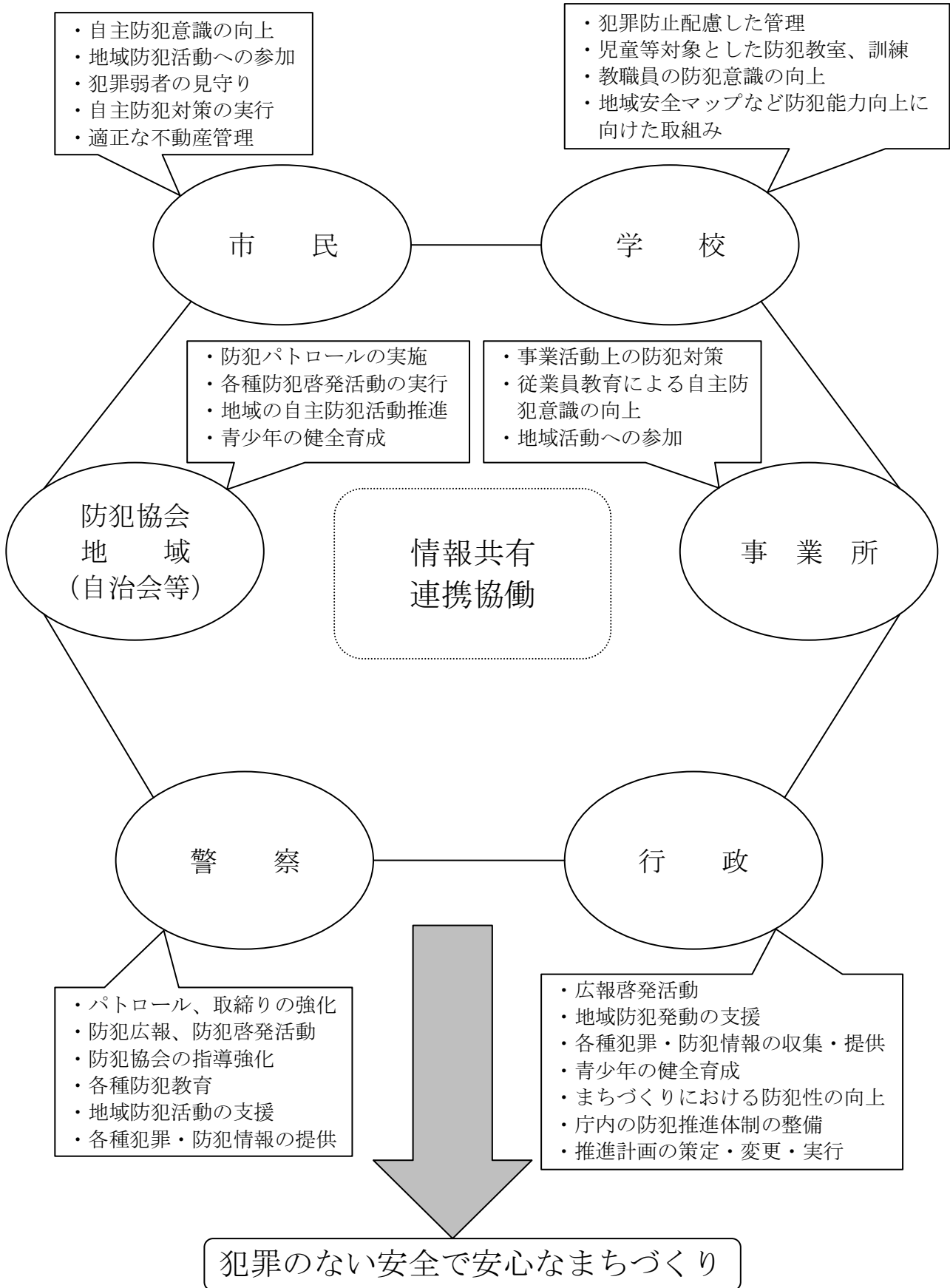
また、計画を見直した場合は、「広報あがの」や市ホームページ等を活用して公表します。

(4) 阿賀野市防犯協会の活動強化と支援

市の計画に基づき、また市と密接に連携して各種防犯施策を実践する中心組織である阿賀野市防犯協会の活動強化を推進し、また、その活動が円滑に行われるよう人材の育成や物資の提供、補助金の交付等による支援を行います。

平成26年の阿賀野市防犯協会組織改正に伴い役員体制を変更し、各地区の代表自治会長からも参画いただいておりますが、広く地域の安全を守るため積極的な強化します。

【推進体制イメージ】



参考資料【施策内容と担当課一覧表】

意識づくり

主要施策	具体的手法	担当(関係)機関
1 防犯情報の提供	各種広報媒体を活用した広報活動	総務課・関係各課
	安全安心メールによる防犯情報の提供	総務課
	「あがの安全安心ニュース」の発行	総務課
2 市民一人ひとりの各種啓発事業の実施	懸垂幕、のぼり、看板を活用した啓発活動	総務課・関係各課
	街頭宣伝活動	総務課・防犯協会
	防犯診断、防犯懇談会の開催	総務課・防犯協会
	公用車等による防犯パトロール活動	総務課・全職員
	犯罪弱者への広報や講習会の実施	総務課・学校教育課・生涯学習課・社会福祉課
	青少年の健全育成と迷惑行為の防止	総務課・学校教育課・生涯学習課・社会福祉課
	事業者への防犯意識の啓発	総務課・商工観光課

地域づくり

主要施策	具体的手法	担当(関係)機関
1 地域ぐるみによる防犯活動の推進	防犯リーダーの育成	総務課・学校教育課・社会福祉課・関係各課
	自主防犯団体等活動推進費補助金の活用促進	総務課
	自主防犯団体の活動紹介	総務課・学校教育課・関係各課・防犯協会
	表彰や感謝状の贈呈	総務課・防犯協会
	市民一斉防犯パトロールの開催	総務課・全職員
	来訪者の安全確保	総務課・商工観光課・防犯協会
2 あいさつ運動の展開	のぼりの掲出	総務課・学校教育課・生涯学習課
	各団体・関係機関を通じた運動の展開	総務課・学校教育課・商工観光課・全職員
3 防犯上配慮を要するものの安全確保	地域の犯罪弱者を地域で見守る体制づくり	総務課
	関係機関による犯罪弱者保護	総務課・学校教育課・生涯学習課・社会福祉課・全職員
4 犯罪に関する相談業務の充実	市民相談業務の充実	総務課・市民生活課・社会福祉課・関係各課
	犯罪被害者支援	総務課・市民生活課・社会福祉課

環境づくり

主要施策	具体的手法	担当(関係)機関
1 公共施設の防犯性の向上	防犯に配慮した道路・公園・駐車場等の整備	総務課・建設課・関係各課
	防犯灯の新設、維持管理	総務課
	道路照明の設置、維持管理	総務課・建設課
	公共施設の安全点検による改善及び管理	総務課・管理施設のある全課
	放置自転車対策	総務課
	不法投棄・落書き・違法ビラ対策	総務課・市民生活課・社会福祉課
2 犯罪予防に配慮した土地、建物の普及と適正な維持管理	一般住宅における安全対策	総務課・建設課
	所有地の適正な管理	総務課・市長政策課・市民生活課・管理地のある全課
	空き屋等の防犯対策	総務課・建設課・市民生活課
	観光地、商店街の施設防犯対策	総務課・商工観光課
	防犯に配慮した都市基盤の整備促進	総務課・建設課・市長政策課

○阿賀野市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例

平成19年12月18日

条例第59号

改正 平成24年6月25日条例第26号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 市並びに市民等の責務（第4条—第8条）

第3章 犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するための施策（第9条—第15条）

第4章 阿賀野市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進運動月間の指定（第16条）

第5章 阿賀野市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議（第17条—第19条）

第6章 補則（第20条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、阿賀野市における犯罪のない安全で安心なまちづくりについて、その基本理念を定め、市並びに市民、自治会等、事業者、土地建物等所有者（以下「市民等」という。）及び関係機関の責務を明らかにするとともに、それぞれが役割を果たしつつ相互に連携して、市民並びに当市を訪れるすべての人々が安全で安心して暮らし、また、過ごすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 安全で安心なまちづくり 市並びに市民等及び関係機関が密接に連携して自主的な防犯活動を行うことにより、安全で安心して暮らすことができる阿賀野市の環境を整備することをいう。
- (2) 市民 市内に居住し、勤務し、在学し又は滞在するものをいう。
- (3) 自治会等 地域的な共同活動を行うすべての団体をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行うすべての者をいう。
- (5) 土地建物等所有者 市内に土地、建物等を所有し、占有し又は管理する者をいう。
- (6) 関係機関 市の区域を管轄する警察署、市内の公共施設を管理する公的機関、その他防犯協会等市内において防犯活動を行う公共的な団体をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪のない安全で安心なまちづくりは、自らの安全は自ら守り、地域の安全は地域で守るという防犯意識の下に、市、市民等、及び関係機関がその機能及び能力を生かし、それぞれの役割を果たしつつ密接に連携、協力することにより、安全で安心して暮らせる地域社会を築くことを基本理念として推進するものとする。

2 犯罪のない安全で安心なまちづくりは、基本的人権を尊重して行われなければならない。

第2章 市並びに市民等の責務

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、安全で安心なまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を定め及び実施するよう努めなければならない。

2 市は、前項の規定により施策を定め、その実施にあたっては、市民等及び関係機関と

連携して行うものとする。

- 3 市は、第1項の施策を実施するにあたり、財政上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、安全で安心なまちづくりについて理解を深め、自らの日常生活の安全確保に積極的に努めなければならない。

- 2 市民は、地域における犯罪を誘発する機会を減少させるよう努めるものとする。
- 3 市民は、市が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(自治会等の責務)

第6条 自治会等は、基本理念に基づき、安全で安心なまちづくりの必要性について理解を深めるとともに、地域の実情に応じた安全で安心なまちづくりを推進するための自主的な活動に積極的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 自治会等は、市が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念に基づき、その社会的責任を自覚し、安全で安心なまちづくりを推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 事業者は、従業員等関係者も含めた中で、安全で安心なまちづくりに関する理解を深めるとともに、市内に所有し、又は管理する施設及び市内における事業活動に関し、自主的に安全の確保に努めるものとする。
- 3 事業者は、市が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(土地建物等所有者の責務)

第8条 土地建物等所有者は、犯罪を誘発する機会を減少させるため、その土地建物等に係る安全な環境を確保するとともに、安全で安心なまちづくりを推進するため、適正な管理に努めなければならない。

- 2 土地建物等の所有者は、市が実施する安全で安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

第3章 犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進するための施策

(推進計画の策定及び推進体制の整備)

第9条 市は、基本理念に基づき、市、市民等、関係機関が連携して行う阿賀野市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画を策定するとともに、その推進体制を整備するものとする。

- 2 市は、推進計画を策定及び変更するときは、阿賀野市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議の意見を聴かなければならない。

(情報の提供)

第10条 市は、関係機関と連携して、犯罪等の発生状況、防止対策、その他の必要な情報を、迅速に市民等に提供するものとする。

- 2 市は、情報の提供にあたり、個人情報等を適正に取り扱うものとする。

(自主防犯活動の促進と自主防犯組織の育成及び支援)

第11条 市は、安全で安心なまちづくりのため、市民等及び関係機関が行う自主的な活動及びそのための組織づくりに積極的な支援を行うよう努めなければならない。

- 2 市は、安全で安心なまちづくりを推進するため、人材の育成に努めなければならない。

(土地、建物、施設における犯罪防止措置)

第12条 市は、道路、公園、駐輪場、駐車場、その他の公共施設の整備及び管理にあたっては、犯罪を誘発する機会を減少させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、市以外のもので設置、又は管理する道路、駐輪場、駐車場、その他の施設、建物、土地等について、犯罪の防止に配慮した環境整備のための情報提供や助言又は指導を行うものとする。

(学校等及び通学路における防犯対策)

第13条 市は、市が設置する幼稚園、小学校、中学校等について、園児、児童、生徒の安全を確保し、犯罪を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 市は、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等を設置又は管理する者に対し、園児、児童、生徒等の安全を確保し、犯罪を防止するために必要な措置を講ずるよう、情報提供や助言又は指導を行うものとする。

3 市は、通園又は通学の用に供する通学用道路若しくは日常的に園児、児童、生徒等が利用する公園、広場等の安全対策のため、市民等と連携し、防犯環境整備や見守り活動の推進等、必要な措置を講ずるものとする。

(要援護者への配慮)

第14条 市は、生活安全に関し高齢者、障害者、児童、女性等、特に援護を必要とする者に配慮した防犯施策を推進するよう努めなければならない。

(あいさつ運動の推進、実践)

第15条 市は、日頃から市民等のあいさつ運動を推進するよう努めなければならない。

2 市民等は、地域社会において、あいさつ運動の実践、地域の行事への参加等を通じて、良好な地域社会の形成に努めなければならない。

第4章 阿賀野市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進運動月間の指定

(阿賀野市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進運動月間)

第16条 市は、市民等の安全で安心なまちづくりへの関心及び理解を深めるため、毎年5月を阿賀野市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進運動月間として定め、安全で安心なまちづくりに関する意識の啓発、普及を図るものとする。

第5章 阿賀野市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議

(設置)

第17条 安全で安心なまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、阿賀野市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第18条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 第9条第1項の推進計画の策定及び変更について審議すること。

(2) 市長の諮問に応じ、安全で安心なまちづくりの推進に関する事項を調査、審議すること。

(組織)

第19条 推進会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、15人以内の委員をもって組織する。

(1) 識見を有する者

(2) 防犯協会関係者

(3) 地域活動団体を代表する者

(4) 事業者

(5) 警察その他行政関係職員

第6章 補則

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第26号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。